

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十一年 四月二十八日

目次

監査委員告示

事務事業監査の結果に基づいて講じた措置	(監査委員)	一
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置	(同)	五
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等	(同)	一四

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成二十年度事務事業監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県監査委員 渡 辺 真
 岐阜県監査委員 洞 口 博
 岐阜県監査委員 帆 谷 信一
 岐阜県監査委員 水 谷 雄二
 岐阜県監査委員 神 戸 正雄

平成20年度事務事業監査の結果に基づいて講じた措置

機関名	事務事業名 (平成19年度事業費)	監査の結果及び意見	検討結果
1 税務課	県税に係る取 延滞金の取 扱い (-)	税務課では、延滞金が本 税と同時に納付されなかつ た場合、当該納付されなかつ た延滞金については、「随 時の収入で納税通知書を発 しないもの」(地方自治法 施行令第142条第1項第3 号)に該当することから、 延滞金が収納されたとき等	県税に係る未納延滞金額は、 税務情報管理システムで個別 に管理し、収納時に調定を行っ ていますが、調定を行って いない未納延滞金額の公表方法 等については、公表する方向 で引き続き検討していきます。 なお、未納延滞金について は、引き続き徴収に努めます。

2	研究 開 科学技術機 器等管理費 (26,840千	<p>に調定することとしている。 これにより、実際に調定(収納)された延滞金は約5.1億円であったのに対し、本税が納付され、延滞金の額が確定しているにもかかわらず、納付されていないことから未調定となっている額(未調定延滞金の額)は、明らかとなっていない。</p> <p>また、一定の時点における未調定延滞金の額(残高)は把握できるが、年度内において新たに発生した額、繰越した額、時効の到来等により債権の消滅した額などは把握できる仕組みとなっていない。</p> <p>そこで、平成19年度末における未調定延滞金の額を試算すると、市町村が事務を行う個人県民税に係るものを除いても約6.7億円となっていた。</p> <p>このように、多額に上る未調定延滞金の規模等が明らかにされていない状況は、行政が情報を開示し説明する責任を果たすという観点から問題がある。</p> <p>については、県税に係る延滞金について、実質的に収入未済等となっている額が明らかになるよう、その取扱いについて検討されたい。</p>	<p>科学技術機器等管理費は、県の試験研究機関の機器の保守管理を目的とした予算</p>	<p>地方自治法で定める予算区分を超えない流用であるという認識と、今回の修繕が災害</p>	<p>発課</p>	<p>円)</p>	<p>「ぎふの味 伝承名人」認定事業委託費 (500千円)</p>	<p>生活衛生課</p>	<p>3</p>	<p>であるが、そのうち、テウノプラザ(各務原市)にある没入型多面ディスプレイの修繕のために計上された100万円については、適正な手続を経ることなく、予算の目的を超えて、科学技術ネットワークに関連しない他の機器(保健環境研究所ガスタービン)の修繕(約154万円)の経費の一部として執行されていた。</p> <p>また、決算においても、実際の執行と異なったまま、科学技術機器等管理費として計上されていた。</p> <p>については、厳正に予算執行する必要性を認識し、今後の防止策について検討されたい。</p>	<p>対策時の支部が設置される防災施設非常用電源の修理であるため、必要な措置として行いましたが、予算要求とは異なる内容での安易な予算執行を行ってしまったことへの注意が不足していました。</p> <p>今後、予算執行に際しては、予算内容を踏まえた適正な執行を行います。</p>	<p>「ぎふの味・伝承名人」については、調理師及び消費者への料理講習会における講師として活躍いただくなど食品衛生及び調理技術の普及への活用を図ってきました。</p> <p>名人認定後の「食」を通じて県のイメージアップについては、「ぎふの味・伝承名人」を県内外へ紹介し、岐阜のおいしい「食」をPRするなど、「飛騨・美濃・まん観光キャम्ペーン」事業の中で、産業振興を所掌する部局と連携し取り組んでいくこととしています。</p> <p>今後も、県全体で当該事業を有効活用していくために、関係部局と連携した事業展開を</p>
---	---------------------------------------	---	---	---	-----------	-----------	-----------------------------------	--------------	----------	---	---	---

4	子ども家庭課	民間施設給 与等改善費 (民改費) 算定事務 支弁額(加算 分)：116, 322千円)	<p>ついては、産業振興を所 掌する他部局と連携し、県 全体で当該事業を有効活用 するよう実施方法等の見直 しを図られたい。</p> <p>1 民改費算定事務につい て、次の事実が確認され たので、改善を図られた い。</p> <p>民改費を含む措置費 の支弁要件として、職 員が一定の資格を有し ていることが必要であ るが、平成19年度に新 たに算定の対象とした 35人中、資格を有して いることを保育士資格 証明書等の証明書によっ て確認していた者は15 人に止まっていた。</p> <p>民改費は、他施設で の勤務を含めた個々の 職員の通算勤続年数に 応じて算定されるが、 平成19年度に新たに算 定の対象とした他施設 勤務経験者13人のすべ てについて、これまでの の施設勤続年数を客観 的証明力のない本人が 記載した履歴書等によっ て認定していた。</p> <p>2 子ども家庭課における 施設等の監査において、 民改費の算定の基礎とな る勤務実態の確認につい ては監査項目としていな かったが、民改費の支弁 額は他の加算に比較して</p>	検討してまいります。	1 「事務費保護単価の改 定にかかる基礎資料の記 入要領」を新たに策定し、 要資格者について、新規 採用時に資格証明書等を 提出することを明記しま した。今後は、資格証明 書等、客観的証明力を有 する書面にて確認をとり、 算定事務を行います。 <p>上記記入要領に、指定 様式による在職期間証明 書を提出することを明記 しました。今後は、客観 的証明力を有しない場合 は、算定の対象としない こととし、算定事務を行 いません。</p> <p>2 今後は、民改費の算定の 基礎となる勤務実態の確認 についても監査項目としま す。</p>	5	地域福祉国保課 福祉農園費 (1,000千 円)	<p>多額であることなどから、 今後は監査項目とするこ とを検討されたい。</p> <p>県は、平成12年度から 「牧野ふれあい広場」の管 理運営を美濃加茂市に委託 しているが、この委託契約 書において「福祉農園」に 関する内容は、単に「福祉 農園の利用申込の受付」と しか規定していなかった。</p> <p>このため、受託者である 美濃加茂市から提出された 実績報告には、福祉農園の 利用状況や収獲交流祭等の 開催状況などが記載されて いなかった。</p> <p>このようなことから、県 において事業目的が達成さ れているかについて判断が できない状況にあった。</p> <p>ついては、当該事業目的 の達成状況を把握できるよ う委託契約における仕様書 の見直しを検討されたい。</p>	平成21年度の委託契約書よ り、「収獲交流祭の開催」等 実施予定の業務内容について 具体的に規定します。 <p>また、美濃加茂市から提出 される実績報告書には、福祉 農園の利用状況や収獲交流祭 の開催状況が分かる書類を添 付する等、県において当該事 業目的の達成状況を把握でき るようになります。</p>	6	情報産業課 アネックス・ テックノ2賃 借 (賃借料： 81,454千円)	<p>県が支払う賃借料は、建 物等の減価償却費や公租公 課等に基づき算定されてい るが、県の一括借上げによっ て、アネックス・テックノ2 の所有者である株式会社新 産業支援テックノコアには、 毎年度、確実な現金収入が ある反面で、同社の経理上 は建物等の減価償却費を現 金支出を伴わない費用とし て計上でき、それに対応し て同社には流動資産が蓄積</p>	県においては、平成12年度 より同社の施設を借上げ、ベ ンチャー企業育成や産業人材 育成支援等の事業を県事業と して実施してきました。しか しながら、間もなく10年が経 過しますが、その後、県財政 は危機的な状況にあります。 <p>このため、これまで県が実 施してきた事業について検証 したところ、費用対効果を含 めて、必ずしも十分な事業成 果が得られておらず、また今</p>
---	--------	--	---	------------	--	---	-----------------------------------	--	---	---	--	---	---

		<p>されてきた。 こうした取扱いが積み重なる結果として、同社における現金、預金、有価証券及び投資有価証券(国債、県債)といった流動性の高い資産の合計額は、年々増加しており、直近の第9期事業年度では、約5.8億円となり、総資産(約12.5億円)の約46%に達していた。ついでには、厳しくなっている県財政事情にかんがみ県が借り上げる必要性や賃借料の妥当性について改めて検討されたい。</p>	<p>後も大きな成果が見込めないことから、アネックス・テックノ2における事業を取り止め、平成20年度をもって、会社施設の借上げを廃止することとしました。</p>
7	<p>河川課 ぎふ・リバー・プレーヤー事業 (8,099千円)</p>	<p>「ぎふ・リバー・プレーヤー」の参加団体数は、各土木事務所と市町村が連携して参加募集を行うことにより、事業を開始した平成18年度の40団体から、平成19年度には52団体へと増加していた。 しかし、県内に11事務所ある土木事務所別にみると、管内で20団体に参加する土木事務所がある反面で、参加団体が全くない土木事務所があるなど、県内において活動状況に偏りがみられる状況にあった。 ついでには、参加団体の少ない土木事務所の管内においても活動が促進され、全県的な取組となるよう事業の実施体制や内容等の改善について検討されたい。</p>	<p>市町村の協力を得ながら、自発的に活動される団体を対象とした事業であるため、市町村の方針、地域性、河川の状態等から土木事務所ごとである程度の偏りが生じることがやむを得ませんが、まだ新規参加団体を開拓する余地があると考えています。 今後は多くの団体が参加しやすい体制を検討・確立したうえで、特に参加団体の少ない事務所管内を中心に事業のPRを推進していきます。</p>
8	<p>公共建築住宅課 みどりの健康住宅モデル住宅 (財産台帳価格：5,717千円)</p>	<p>県が平成12年度に閉市板取に整備したモデル住宅の管理については、県と実際に管理を行っている閉市との間には何ら取り決めのない状態となっていた。 このため、公共建築住宅課ではモデル住宅の利用状況や事業効果等の把握がされていないかった。 さらに、モデル住宅の敷地は、閉市が私有地を借り上げたものであるが、県と閉市の明確な使用関係が整理されないままとなっていた。 また、県全体のみどりの健康住宅構想は県産材流通課が所管する「岐阜県みどりの健康住宅推進協議会」が推進しているが、公共建築住宅課では、同協議会との連携が十分でなかったため、県全体におけるみどりの健康住宅構想の推進状況も把握していない状況にあった。 ついでには、モデル住宅の適切な管理体制を構築するとともに、みどりの健康住宅構想における公共建築住宅課の役割を整理し、今後どのように関与していくのかについて、当該モデル住宅のあり方を含め、検討されたい。</p>	<p>モデル住宅の管理体制については、実際の管理を行っている閉市と協議の上、利用状況や事業効果等の把握を含め、その体制の構築を進めていきます。 さらに、モデル住宅のあり方についても、当初の構想及び当課としての役割などを県産材流通課と協議しながら改めて見直し、関係機関と調整し財産の処分を含めて検討を進めていきます。</p>
9	<p>教育研 岐阜県まるごと学園放送回整備・</p>	<p>県は、平成17年度から県総合教育センターに編集室や編集機器を整備し、岐阜県まるごと学園放送回整備・</p>	<p>岐阜県まるごと学園放送回整備・(高等学校及び特別支援学校)</p>

監査の結果に基づいて講じた措置
1 出資・出捐団体
総合企画部

所管課	所管する団体名	区分	監査結果による指摘事項等	講じた措置
地域振興課	財団法人 世界遺産 白川郷合掌造り保存財団	指導	平成20年度の経理事務において、会計伝票の発行等が財団の財務会計システムではなく白川村のシステムにより行われていたため、次のことが確認できない状況にあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 毎月末日時点での預貯金残高と帳簿残高との照合 2 毎日の現金出納終了後の現金残高と帳簿残高との照合	平成20年11月末までに、平成20年度の財団の会計規則に基づいた処理を行うよう指導しました。 平成21年3月25日に公益法人検査を実施し、平成20年度の財団の会計処理（会計伝票、総勘定元帳、現金出納帳、預金出納帳、合計残高試算表の作成）が適正に行われていることを確認しました。併せて、預金及び現金残高と帳簿残高の照合を行い、適正に処理されていることを確認しました。今後は、これらの会計処理が適正に行われるよう指導します。
国際課	財団法人 岐阜県国際交流センター	指導	平成19年度の決算において、賞与引当金が323,145円過小に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	財団においては、今回の指導を受け、賞与引当金について平成20年度の決算から適正に計算した額で計上します。当課としても財団に対し、今後適正に処理するよう指導します。
健康福祉部				
所管課	所管する団体名	区分	監査結果による指摘事項等	講じた措置
健康福祉政策課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指導	【岐阜県立飛騨寿楽苑、岐阜県立ひまわりの丘(第三学園)、岐阜県立みどり荘、岐阜県立サニーヒルズみずなみ】 指定管理施設の修繕業務等において、管理運営協定書上、果有施設の現状を変更する改良工事を行う場合は、県の事前承認を得た上で行うべきところ、承認を得ないまま行っていたので、今後は適正に処理されたい。	今回の監査で指摘・指導を受けた事項について、速やかに改善に取り組むように、部内関係課と調整を行い、事業団に指導した結果、以下のとおり報告がありました。 今回指導を受けた原因は、指定管理協定書及び同仕様書の内容を十分に周知していなかったことにあります。 今後改良工事を行う場合は、書面により関係所管課と事前協議の上、実施するようにします。
	指摘		【岐阜県立千草寮】 平成19年度の警備業務請負契約において、次のとおり不適切な行為があったので、今後は厳正に処理されたい。 1 契約の概要 (1) 契約の目的：夜間警備業務 (2) 履行期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日 ただし、警備日は千草寮が警備を依頼する期間（日時）	今回指摘されたことについて、次のとおり是正・処理しました。 警備委託契約書には、層間の警備について記載されていないため、警備の必要性に即して警備が実施できるように、層間の警備に関する委託内容を追加する形で、平成20年度契約を変更しました。 契約書の変更により、警備委託業者からは、実際の警備時間に即した請求金額による請求書を徴取し、それにより警備料を支払うよう

<p>平成18年度総支払額： 408,030円 平成20年度総支払額： 410,865円 (平成21年1月未現在)</p>	<p>施設の所管課である高 齢福祉課及び障害福祉課 と調整して、指定管理業 務とその他の業務とを区 分して経理するように指 導しました。</p>
<p>【岐阜県立飛騨寿楽苑、岐 阜県立ひまわりの丘(第一 学園)、岐阜県立ひまわり の丘(第三学園)、岐阜県 立みどり荘】 指定管理業務の経理にお いて、管理運営協定書上、 指定管理業務とその他の業 務を区分し経理させるべき ところ、指定管理者自主事 業(日中一時支援事業等) と合算した経理を行ってい たことについて、特段の指 示・指導を行っていないか つたので、今後は適切に指導 されたい。</p>	<p>施設の所管課である障 害福祉課と調整して、業 務の実施状況を記録する ように指導しました。 今後は、年次の指定管 理者業務報告書に施設内 清掃業務等の実施状況を 確認できる関係書類を添 付することとし、業務の 実施状況を確認する体制 とします。</p>
<p>【岐阜県立千草寮】 平成19年度の警備業務請 負契約において、次のとお り不適切な行為があったの で、今後は厳正に指導監督</p>	<p>施設の所管課である子 ども家庭課と調整し、次 書面で合意していい かつた時間帯について</p>
<p>本課 指摘</p>	<p>本課 指摘</p>
<p>にしました。 当事業団の内部監査 において、業務委託に ついては、委託契約書、 請求書、請求額の根拠 となる業務日報等を確 認・突合するなど、監 査内容の充実を図りま す。</p>	<p>(3) 警備時間帯：午後 5 時～午 後10時 午後10 時～午 前 0時</p> <p>2 警備の実態 平成19年4月、5月、 7月、平成20年1月、2 月、3月の延べ77日間に 上記の契約で合意した時 間帯とは異なる以下の時 間帯も含めて警備を行わ せていた。 書面で合意していない 警備時間帯：午前 9時～ 午後 5時</p> <p>3 不適切な警備代金の支 払 午前 9時～午後 5時の 時間帯に行わせた警備実 績を書面で合意している 時間帯に行ったこととし て、実際の警備実績と異 なる請求書を警備会社に 作成、発行させ、警備代 金を支払っていた。 警備代金総支払額：1, 158,150円 うち、午前 9時～午後 5時の警備代金相当額： 769,860円</p> <p>4 その他 平成18年度及び平成20 年度において、平成19 年度と同様に実際の警備 実績と異なる請求書を警 備会社で作成、発行させ、 警備代金を支払っていた。</p>

<p>金を支払っていた。 警備代金総支払額：1,158,150円 うち、午前9時～午後5時の警備代金相当額：769,860円 4 その他 平成18年度及び平成20年度においても、平成19年度と同様に実際の警備実績と異なる請求書を警備会社にて作成、発行させ、警備代金を支払っていた。 平成18年度総支払額：408,030円 平成20年度総支払額：410,865円 (平成21年1月未現在)</p>	<p>も警備の必要性に即して警備が実施できるよう、平成20年度の契約内容を早急に変更するとともに、千草寮において適切な会計処理を行うように指導しました。 今後、施設への指導監査においては、委託契約業務に係る委託契約書、業務日報、請求書及び支払いの一連の会計書類の確認・突合を重点的に実施します。</p>	<p>されたい。 1 契約の概要 (1) 契約の目的：夜間警備業務 (2) 履行期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日 ただし、警備日は千草寮が警備を依頼する期間(日時) (3) 警備時間帯：午後5時～午後10時 午前0時</p> <p>2 警備の実態 平成19年4月、5月、7月、平成20年1月、2月、3月の延べ77日間に上記の契約で合意した時間帯とは異なる以下の時間帯も含めて警備を行わせていた。 書面で合意していない警備時間帯：午前9時～午後5時 3 不適切な警備代金の支払 午前9時～午後5時の時間帯に行わせた警備実績を書面で合意している時間帯に行ったこととして、実際の警備実績と異なる請求書を警備会社にて作成、発行させ、警備代</p>	
<p>商工労働部</p>			
<p>所管課 商工政 策課</p>	<p>所管する 団体名 財団法人 岐阜県産 業経済振 興センタ ー</p>	<p>区分 指導</p> <p>監査結果による指摘事項等 平成19年度の決算において、平成19年4月1日以降に新規取得した有形固定資産の減価償却費が、償却率を誤ったことにより4,190円過大計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>講じた措置 財団においては、指導を受けて、平成20年度の決算で過大計上を修正し、今後は償却率の計算に留意し、過誤の防止に努めます。 当課としても財団に対し、今後適正に管理するように指導します。</p>	
<p>モニタ り振 興課</p>	<p>財団法人 セラミック クパーク 美濃</p>	<p>指導 平成19年度の決算において、平成19年3月31日以前に取得していた有形固定資産の減価償却費が、償却率を誤ったことにより107,697円過小計上されていたので、今後は適正に処理され</p> <p>財団に対し、適正な処理を行うよう指導した結果、平成20年度決算において過年度の減価償却不足額を処理する予定です。 今後、決算書においてその状況を確認します。</p>	

<p>情報産 業課</p>	<p>財団法人 ソフトビ ン</p>	<p>指導</p>	<p>たい。</p>	<p>財団に対し、指導のあつた資産の減価償却費を訂正するよう指導しました。平成20年度決算において減価償却費の不足額を処理する予定であり、その状況を決算書において確認します。</p>	<p>畜産公社</p>	<p>し理事長に提出すべき、合計残高試算表、予算管理月報等の主要な計算書類及び月次事業報告書が年間を通じて作成等されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>告を行うよう指導した結果、会計処理規程に定められた会計書類により月次決算報告がされていることを確認しました。今後は、このようなどのないよう、公社に対する会計事務の指導等に努めます。</p>															
<p>農政課</p>	<p>所管する 団体名 岐阜県農 業</p>	<p>指導</p>	<p>平成19年度の財務諸表のうち一般会計部門において、次の誤りが認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 貸借対照表の「正味財産の部」に計上された指定正味財産の各科目の金額を合計した額は115,545,668円であったが、指定正味財産合計欄の金額80,185,379円と一致していません。</p> <p>2 同様に、「正味財産の部」に計上された「うち基本財産への充当額」の金額が、「財務諸表に対する注記」の金額と一致していません。</p>	<p>財団において、指定正味財産の各科目の額を精査した結果、1については「うち補助金」の金額の記載誤りが判明しました。</p> <p>また、2については、正味財産の部における償却原価額などの基本財産への充当方法の誤りとともに、それらの財務諸表注記の記載方法の誤りが判明しました。</p> <p>これらについては、平成20年度決算において適正な処理を行うとともに、今後の財務諸表作成にあたっては、財団内のチェック体制を強化します。また、当課においても、適正な財務諸表作成についての指導を行います。</p>	<p>農政課 所管する 団体名 岐阜県土 地開発公 社</p>	<p>指導</p> <p>監査結果による指摘事項等</p> <p>平成19年度の日日雇用職員の雇用事務において、3人分の賃金4,944千円を支払っていないにもかかわらず、従来より日日雇用職員台帳が作成されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>併せて、平成15年度以降の各年度における雇用人数、総支払賃金額について報告されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>公社においては、指導を受けて、日日雇用職員台帳の整備を行いました。公社に対し、今後は適正な処理を行うよう指導します。</p> <p>また、平成15年度以降の各年度における雇用人数、総支払賃金額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="363 1776 635 2038"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>雇 用 人 数</th> <th>支 払 賃 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>3人</td> <td>4,990,650円</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>3人</td> <td>4,969,310円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>3人</td> <td>5,011,020円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2人</td> <td>3,433,920円</td> </tr> </tbody> </table> <p>公社においては、指導を受けて、今後は業務委託契約の事前決裁における検査者の指定について、適正に処理します。</p>	年 度	雇 用 人 数	支 払 賃 金 額	平成15年度	3人	4,990,650円	平成16年度	3人	4,969,310円	平成17年度	3人	5,011,020円	平成18年度	2人	3,433,920円
年 度	雇 用 人 数	支 払 賃 金 額																				
平成15年度	3人	4,990,650円																				
平成16年度	3人	4,969,310円																				
平成17年度	3人	5,011,020円																				
平成18年度	2人	3,433,920円																				
<p>農政課</p> <p>所管する 団体名 岐阜県農 業</p> <p>区分 指導</p> <p>監査結果による指摘事項等</p> <p>月次決算において、団体会計処理規程に基づき作成</p>				<p>講じた措置</p> <p>公社に対し、会計処理規程に従った月次決算報</p>																		

<p>道路建設課</p>	<p>岐阜県道路公社</p>	<p>指導</p>	<p>たので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>会社に対し、今後適正な処理を行うよう指導します。</p>	<p>の推進センター</p>	<p>＜公園施設の設置許可を受けていなかったもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。＞</p>	<p>を行い、平成21年1月9日に設置許可を受けました。また、過去の使用料については、地方税法の時効の規定に準じて過去5年分の使用料相当額を平成21年3月16日に納付しました。 財団に対し、今後設置許可申請に漏れないよう指導しました。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>岐阜県道路公社</p>	<p>指導</p>	<p>平成19年度の決算において、次の不適切な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 有価証券の評価基準及び評価方法について、実際には償却原価法による原価基準で評価しているにもかかわらず、財務諸表の注記に移動平均法による原価基準を採用すると記載されていた。 2 退職給与引当金について、平成19年度未所要額を計算するに当たり、誤った勤続年数により算出したため、引当金額が829,671円過小に計上されていた。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法の表記については、平成20年度決算から訂正するよう指導しました。 2 退職給与引当金の過小額については、平成20年度の決算において、修正するよう指導しました。</p>	<p>下水道課 財団法人岐阜県浄水事業公社</p>	<p>指導 物品の管理事務において、公社事務室内で使用しているパソコン22台のうち3台について、次の不適切な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 県委託費により購入したパソコン2台が固定資産台帳に記載されていなかった。 2 県有財産である水処理監視制御装置に付属するパソコンの更新に伴い不用となったパソコン1台を県との協議等を経ずに使用していた。</p>	<p>1 県委託費により購入したパソコン2台について、速やかに固定資産台帳に記載するよう指導しました。 2 今後は、公有財産の従物を物品として管理する必要が生じた場合には、速やかに県に報告するよう通知しました。 また、再発防止のため、公社の職員に關係規定の周知徹底を図り適正な財産管理に努めます。</p> <p>指導を受け、物品の処分に係る手続きを行いました。また、今後公有財産の従物を物品として管理する必要が生じた場合には、速やかに県に報告するよう財団に通知しました。さらに、平成21年度からはこのことを仕様書等</p>
<p>都市建築部</p>			<p>区分</p>	<p>施設管理業務において、観光用望遠鏡2台が、都市公園法第5条第1項に基づ</p>	<p>講じた措置</p>	<p>財団においては、観光用望遠鏡2台について、公園施設の設置許可申請</p>	
<p>所管課</p>	<p>所管する団体</p>	<p>指導</p>	<p>監督結果による指摘事項等</p>	<p>講じた措置</p>	<p>財団において、観光用望遠鏡2台について、公園施設の設置許可申請</p>	<p>財団法人岐阜県浄水事業公社に委託している公有財産及び物品管理事務において、水処理監視制御装置の更新に伴い不用となったパソコンが、物品の処分に係る手続きを経ないまま公社において使用されていたので、今後は公社に管理を委託している公有財産及び物</p>	<p>指導を受け、物品の処分に係る手続きを行いました。また、今後公有財産の従物を物品として管理する必要が生じた場合には、速やかに県に報告するよう財団に通知しました。さらに、平成21年度からはこのことを仕様書等</p>
<p>街路公園課</p>	<p>財団法人花の都ぎふ花と緑</p>	<p>指導</p>	<p>施設管理業務において、観光用望遠鏡2台が、都市公園法第5条第1項に基づ</p>	<p>講じた措置</p>	<p>財団においては、観光用望遠鏡2台について、公園施設の設置許可申請</p>	<p>財団法人岐阜県浄水事業公社に委託している公有財産及び物品管理事務において、水処理監視制御装置の更新に伴い不用となったパソコンが、物品の処分に係る手続きを経ないまま公社において使用されていたので、今後は公社に管理を委託している公有財産及び物</p>	<p>指導を受け、物品の処分に係る手続きを行いました。また、今後公有財産の従物を物品として管理する必要が生じた場合には、速やかに県に報告するよう財団に通知しました。さらに、平成21年度からはこのことを仕様書等</p>

公共建築住宅供給公社	岐阜県住宅供給公社	指導	品の管理状況について報告を徴する等対策を講じ、適切に管理されたい。	に記載し、適切な財産管理に努めます。
			タウンビル事業債権に係る金利低減引当金において、平成18年度は繰入れが行われていたが、平成19年度は繰入れが行われていなかったため、岐阜県住宅供給公社貸倒引当金取扱要綱の見直しを含め、当該引当金の設定の要否を検討されたい。	公社に対し、適正に処理するよう指導したところ、岐阜県住宅供給公社貸倒引当金の規定を削除し、併せて要綱全体についても公社の現状を踏まえ再点検する旨の報告を受けました。

教育委員会

所管課	所管する名	区分	指導	監査結果による指摘事項等	講じた措置
スポーツ健康課	財団法人岐阜県イセント・スポーツ振興事業団	指導	岐阜メモリアルセンター施設使用料の現金収入事務(平成19年度の現金による収入額31,613,910円)において、現金領収証書にあらかじめ記載すべき連番号が記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。		財団に対し、あらかじめ現金領収証書に一連番号を記載し、適正な現金收受を実施するよう指導を行った結果、あらかじめ番号を付した現金領収証書を利用していることを確認しました。

2 補助金等交付団体
健康福祉部

所管課	所管する名	区分	指導	監査結果による指摘事項等	講じた措置
生活衛生課	財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター	指導	岐阜県生活衛生営業経営指導員設置事業費等補助金において、補助金21,023,581円の交付を受けているが、補助対象経費に他団体が負		財団に対し、改善措置を講ずるよう指導したところ、次の報告がありました。今回の過大受給は、申

			担した家屋使用料及び管理費243,786円を含めていた。その結果、補助金47,646円が過大受給となっていたので、今後は適正に処理されたい。	請書及び実績報告書の事務を担当する職員による誤った書類作成とそれをチェックする体制が不十分であったことが原因でした。 財団において再発防止策を検討した結果、今後は複数の職員で書類をチェックできる体制の確立を図ります。
本課 指摘	財団法人岐阜県生活衛生営業指導センターに対する岐阜県生活衛生営業経営指導員設置事業費等補助金において、補助金21,023,581円の交付を行っているが、補助対象経費に他団体が負担した家屋使用料及び管理費243,786円が含まれていたので、その結果、補助金47,646円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			財団が過大受給していた補助金について、早急に実績報告書を訂正し、過大受給分を返納するよう指示するとともに、財団内部で再発防止策を検討するよう指導しました。過大受給分については財団から提出された訂正後の実績報告書に基づき交付決定の一部取消しを行い、平成21年3月23日に返還は完了しました。今後、当該補助事業の実施状況について、随時確認し、誤った処理がされないよう常に注意を払うとともに、履行確認は必ず複数の職員で実施するよう検査方法を改めます。

商工労働部

所管課	所管する名	区分	指導	監査結果による指摘事項等	講じた措置
中小企業課	都上市商工会	指導	補助金の助成対象事業である「白鳥食まつり」及び		補助金交付団体である県内商工会議所、商工会

東濃振興局	多治見D C実行委 員会	本課 指導	「変装おどりコンクール」のチラシについて、補助金の助成対象事業であることを表示すべきところ、表示されていないだったので、今後は適正に処理されたい。	及び岐阜県商工会連合会に対し、例年3月に実施している補助金説明会等において指導を行うとともに、現地機関に対しても、検査時の確認・指導を行うよう周知徹底します。
			多治見D C実行委員会にかかると大交流時代観光振興プロジェクト推進事業費補助金において、補助金の助成対象事業である「多治見大交流記1」チラシ及び「多治見大交流記1」新聞大チラシに補助金の助成対象事業であることを表示すべきところ、表示されていないだったので、今後は適正に指導されたい。	多治見市に対し、補助金交付要綱実施細目に規定されている「補助金の助成対象であることの表示」について今後遵守するよう指導しました。また、今後は補助団体にに対し、交付申請時に、補助金交付要綱実施細目を遵守し、補助事業の表示漏れのないよう指導します。

都市建設部

所管課 公共交通 通線	所管する 団体 岐阜乗合 自動車株 式会社	区分 指導	監査結果による指摘事項等 生活交通路線維持費補助金において、補助金123,067,000円の交付を受けているが、経常収益の算定等の誤りにより、補助対象経費が10,925,000円過大となっていた。その結果、補助金5,462,000円が過大受給となっていたので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 改善措置を講ずるよう指導したところ、次のとおり報告がありました。生活交通路線維持費補助金について、経常収益の算定等の誤りにより補助対象経費が過大となった結果、補助金5,462,000円を過大に受給してしまっていた。過大受給の補助金については平成21年3月27日に返還しました。今後は再発防止のため、今後は十分な確認作業を実施
-------------------	-----------------------------------	----------	--	---

	本課 指導	岐阜乗合自動車株式会社に対する平成19年度生活交通路線維持費補助金において、補助金123,067,000円の交付を行っているが、経常収益の算定等の誤りにより補助対象経費が10,925,000円過大となっていた。その結果、補助金5,462,000円が過大交付となっていたので、過年度の本件補助金についても同種事態の発生の有無を確認した上で、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	平成15年度から平成19年度までの過去5カ年にわたり特別検査を実施し、同様の誤りが平成18年度にも発生していることを確認しました。 交付済み補助金のうち平成18年度4,984,000円、平成19年度5,462,000円が過大交付となっていましたので、交付決定の一部を取り消し返還を命じました。岐阜乗合自動車株式会社から平成21年3月27日に2ヶ年分の返還を受けました。 今後は、補助金の検査業務を強化し、適正な補助金の交付事務を行うとともに、バス事業者に対して十分なチェックを求め等、適正な申請について指導します。
--	----------	---	---

3 指定管理者団体
総合企画部

所管課 研究開発 課	所管する 団体 (施設名) テクノフ ラザ・フ レイス共 同体 (岐阜県 科学技術 振興セン ター)	区分 本課 指導	監査結果による指摘事項等 指定管理業務に伴う備品管理において、次の不適切な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 科学技術図書館の運営に供されているシステム機器類を県の備品として	講じた措置 指導を受け、速やかに県備品登録を行うとともに、管理運営協定書にも貸与物品として追加しました。 備品の取扱いについては、今後は適正に処理します。
------------------	--	----------------	---	---

		<p>物品登録していなかった。 2 上記機器類を貸与物品として管理運営協定書に掲げていなかった。</p>
--	--	--

環境生活部

<p>所管課 環境課</p>	<p>所管する名 （施設名） 乗鞍国際 観光株式 会社 （岐阜県 中部山岳 国立公園 乗鞍鶴ヶ 池駐車場）</p>	<p>区分 本課 指導</p>	<p>監査結果による指摘事項等 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場の指定管理業務の一部である清掃業務について、管理運営業務仕様書等に業務履行記録等の作成を義務づけていないため、業務の実施状況を確認できる十分な体制となっていない。今後は適正に対応されたい。</p>	<p>講じた措置 予備監査後に早速、従来の業務日誌の記載項目を見直し、駐車場管理日誌を新たに作成し、トイシ清掃の時間、ペーパー補充の有無、廃棄物の処理状況等を記載するように指定管理者へ指示をしました。 記載状況については、指定管理者との打ち合わせの都度、実施の確認をするとともに、立ち入り検査等を強化します。 平成21年度から仕様書に業務履行記録の作成を義務づけ、適正に執行するように指導を行い、対応状況の確認をします。</p>
--------------------	---	-------------------------	---	--

健康福祉部

<p>所管課 健康福祉政策課</p>	<p>所管する名 （施設名） ハヤツク ス・太平 ビルサー ビス共同 体</p>	<p>区分 指導</p>	<p>監査結果による指摘事項等 施設管理業務において、休館日に業務を行う必要のあるとき、あらかじめ事の承認を得るべきところ、これをできていなかった。</p>	<p>講じた措置 使用承認申請書の様式を作成し、仕様書に掲載するとともに、適正に処理するよう指導しました。</p>
------------------------	--	------------------	--	---

<p>（岐阜県 福祉・農 業会館）</p>	<p>指導 今後適正に処理されたい。 平成19年度事業報告書において、収入金額、支出金額それぞれに過小計上、計算誤りがあり、その結果、収支差額の赤字額が過大に報告されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>事業報告書については、各支出証書類及び毎月作成する業務報告書との突合を徹底し、適正に処理するよう指導しました。</p>
<p>本課 検討</p>	<p>物販業者に対する機の貸出しにおいて、明確な根拠なく使用料（1脚当たり400円）が徴収されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>岐阜県福祉・農業会館展示販売要綱に基づき、指定管理者が新たに展示販売用の機を準備し、機の使用料として1台につき400円を指定管理者が徴収します。</p>

教育委員会

<p>所管課 スポーツ健康課</p>	<p>所管する名 （施設名） 株式会社 マリンナ 河芸 （岐阜マ リンスポ ーツセン ター）</p>	<p>区分 指導</p>	<p>監査結果による指摘事項等 利用料金の減免事務において、岐阜マリンスポーツセンター条例施行規則に定める利用料金減免申請書の提出及びその承認等の減免手続がされないまま、利用料金の減額がされていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 指定管理者に対し、今後は利用料金減免申請書の提出、承認手続等を適正に行うなど、岐阜マリンスポーツセンター条例及び岐阜マリンスポーツセンター条例施行規則に基づいた利用料金の減免手続を行うよう指導しました。</p>
<p>指導</p>	<p>施設管理業務において、施設賠償保険及び保管物賠償保険への加入が管理運営基本協定及び年度協定に規定され、収支計画書に計上されているにもかかわらず、加入がされていなかった。</p>	<p>指定管理者に対し、基本協定及び年度協定に明記されている保険へ加入するよう指導した結果、指定管理者において必要とされる保険に加入していることを確認しました。</p>		

		で、今後は適正に処理されたい。
指導	平成19年度事業報告書に係る収支報告書において、給料手当等の支出金額に二重計上等の記載誤りがあったので、今後は適正に処理されたい。	指定管理業務と本社業務を兼務する職員について、指定管理業務に係る給料手当等と本社業務に係る給料手当等との按分方法を明確にし、今後は計上誤りが生じないよう社内におけるチェック体制を強化するよう指導しました。

区分中、「本課指摘」、「本課指摘」及び「本課検討」とは、財政的援助団体等を所管する機関(所管課)に対する指摘事項、指導事項及び検討事項である。

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成二十一年四月二十八日

- 岐阜県監査委員 渡 辺 真
- 岐阜県監査委員 洞 口 博
- 岐阜県監査委員 帆 刈 信
- 岐阜県監査委員 水 谷 雄
- 岐阜県監査委員 神 戸 正 雄

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏名 桑原 雅行 住所 岐阜市岩倉町三丁目七三番地
- 豊田 裕一 岐阜市熊野町二番地一
- 井上 学 大垣市木戸町二〇〇番地一〇一
- 下條 俊幸 岐阜市住ノ江町二丁目一〇番地
- 青山 高士 愛知県名古屋市長久寺町西千正坊二七番地の一

- 水野 晋一 可児郡御嵩町中八二番地三五
 - 花村 亨 愛知県名古屋市中村区大日町九番三三号 カルチエ大日三〇一
- 二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間
平成二十一年四月二十八日から平成二十二年三月三十一日まで

平成二十一年四月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三一 岐阜文芸社